

こう変わる

農業者年金制度

農業者年金制度一部改正のあらまし

農業者年金制度についての改正法案が国会で成立し、今年四月一日から実施されることになりました。(保険料関係は六十二年一月から)

今回の改正は、今日の高齢化社会を乗りこえるため、わが国の年金制度全体を根本的に見直す必要があったからです。このため、全年金の加入者が新国民年金(基礎年金)に加入するという新たな仕組みと給付水準や保険料の見直しが行われました。農業者年金も給付水準、保険料のほか、政策年金としての役割上からの見直しが行われましたが、これは将来にわたって制度を健全に運営するためにもやむを得ない措置です。

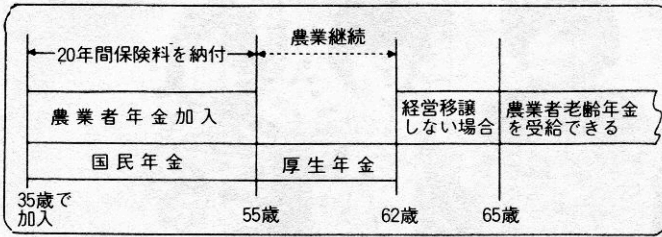
農業者年金は、農業者の老後保障のための唯一の公的年金制度であり、また、物価スライドという個人年金にはない強味があり、しかも国庫補助にしている他の公的年金に比べてもまだ手厚い補助が行われており有利で

別表(1)

改正後の経営移譲年金額・算定単価の推移

生年月日	施行日 年齢	特定譲受者に 移譲した者(A)	特定譲受者以外 の者に移譲 した者(B)	B/A
大正15年4月1日以前	60歳以上	3,710円	3,710円	—
昭和2年4月1日	59歳	3,710	3,525	95%
" 3年4月1日	58 "	3,614	3,253	90
" 4年4月1日	57 "	3,522	2,994	85
" 5年4月1日	56 "	3,431	2,745	80
" 6年4月1日	55 "	3,343	2,507	75
" 21年4月2日以後	39歳以下	2,233	1,675	75

(注) 1. 59年度価格で表示されています。
2. 65歳以降の経営移譲年金算定単価は上記単価の6割です。



35歳で加入した人が、20年間保険料を納付した後、55歳から会社に勤めた場合でも62歳の前日まで農業を継続していれば老齢年金が受給できる。

あることは変わりません。そこで、主な改正点を紹介します。

1 経営移譲年金関係
○給付水準が20年かけて改定されます。

経営移譲年金の給付水準が厚

生年金と同様に20年かけて段階的に引き下げられます。なお、老齢年金も同様です。具体的には別表(1)の表の算定単価に示されているような引き下げ方となります。(物価スライドが本格化され完全実施されますので物

2 農業者老齢年金関係
○老齢年金の前日加入要件が廃止されます。

老齢年金を受けるためには、

3 被保険者の資格が改善
○60歳から65歳までの高齢任意加入制度が新設されます。

現行制度では、60歳に達するまでの期間が20年に満たない人は加入できないことになってい

ますが、今回の改正では保険料に若干の未納があつて受給期間が不足する人について60歳から65歳までの間において任意加入できる仕組みが新たに設けられます。これと関連して新規に加入する場合でも、加入期間の40歳をこえて、40歳から45歳までの間、任意加入できることとなります。(別表2)

4 死亡一時金の支給対象拡大
現行制度では、すでに経営移譲年金の支給を受けていた人が死亡した場合には、死亡一時金

※ 特定譲受者以外の者………
………農業者年金に加入できない、いわゆるサラリーマン後継者に経営移譲した場合をいいます。
昭和六十一年四月一日以降、各歳ごとに(5%)ずつ引き下げ、5年後に60歳に到達する人からその格差を設けることとなります。

現行制度では、経営移譲年金の受給者が60歳に達した日の前日まで農業者年金の被保険者であることが要件となつていましたが、この「前日加入要件」が厳し過ぎるとの要望が強く出され、今回の改正では20年以上の保険料納付済み期間を満たしており、60歳に達した前日まで「農業を継続」していればよいこととなります。つまり、兼業をしても農業者に従事していれば老齢年金は支給されることとなります。